

医療法人社団造山会まきび病院
一般事業主行動計画

当院については、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率50%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率90%以上

<対策>

- 令和8年4月～ 職員本人または配偶者が妊娠・出産した際に対して育児・介護休業法に基づく育児休業や雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇などの個別説明を行う。
- 令和8年10月～ 管理職員を中心に各部署における休業者の業務を円滑に代替できる体制を検討し、必要な体制整備を行う。

目標2：全社員の時間外・休日労働時間を各月15時間未満とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 管理職を中心に時間外労働の原因を分析し、現状把握を行う。
- 令和8年10月～ 現状把握の結果に基づき、業務の効率化を推進する。
- 令和9年10月～ 時間外労働が多い部署や職員に対して業務内容の見直しを行う。

目標3：年次有給休暇の取得率60%以上とする。

<対策>

- 令和8年10月～ 毎月、職員に対して取得状況、残り日数を周知する。
- 令和9年10月～ 部署ごとの取得率を確認し、取得が進んでいない部署について取得促進策を検討する。